

産業医職場巡視重点項目

事務所

1. 職員の健康状態の事前チェック（長期療養やメンタルなど）
 1. ロッカーの上に一切、物を置かない
 1. ロッカーや書棚の高積み箇所の倒れ止め
 1. 床面に直接物を置かない
 1. 通路の確保、階段や避難路の物置禁止（通路と物置き場をラインで区分）
 1. ガラスへの貼り紙禁止（掲示板や案内板を利用）
 1. 壁やロッカーパネルへの貼り紙の禁止（掲示板や案内板を利用）
1. 炊事場や洗面所の衛生度
 1. トイレの換気と衛生度
 1. 換気扇の作動状態
 1. タコ足配線の禁止
 1. 電気製品のアースの設置
1. 室内や通路の照度
 1. 室内の換気
 1. 消火器の設置とラベル表示
1. ボイラー室など火元がある所に可燃物を置かない
1. 全体と机の上の整理・整頓・清掃・清潔（不用品の廃棄）

調査票の種類(事業所別)

《事務所用》

こども部
環境部(環境センター・車両センター)
消防局
教育委員会
中央

《作業所用》

道路維持課
みどりの課
教育委員会(調理施設のある学校等)
※この場合、事務所用と併せ2種類の調査票を送付

《ごみ処理場等用》

環境部(東工場・西工場・クリーンセンター等)

産業医の職場巡回項目 (事務室衛生基準規則による)

平成 年 月 日() 時 分~
巡回箇所

産業医署名

産業医

産業医(部)

人事課 事務所用2-1

項目	事務所衛生基準規則条項	内 容	設置及び実施状況	産業医チェック欄
1. 換 気	第 3条	開放面積が床面積の20分の1 換気扇の設置		
2. 温 度 調 節	第 4条	室温10度以下の場合、温度調節の措置が必要 冷暖房の設置		
3. 燃 焼 器 具	第 6条	燃焼器具を使用する部屋には換気扇その他の換気設備が必要 燃焼器具を使用するときは、毎日異常の有無を点検		
4. 照 度 等	第10条	精密な作業 300ルクス以上 普通の作業 150ルクス以上 粗な作業 70ルクス以上		
5. 採光及び照明	第10条 第2項 第3項	照明設備について、6月以内ごとに点検		
6. 騒音及び振動の防止	第11条 第12条	騒音及び振動の防止義務 事務機器で騒音を発するもので5台以上使用するときは専用の作業室が必要		
7. 給 水	第13条	飲用水を十分に供給する 水道法に規定する給水装置以外の設備を設けて供給される飲用水食器の洗浄水は規定の水質基準を保つ 水が汚染されないように汚染防止の措置を講ずる等		
8. 排 水	第14条	排水設備について汚水の露出等が生じないよう、補修及び掃除を行う等		
9. 清掃等の実施	第15条	日常行う清掃のほか清掃及びねずみ・昆虫等の防除を、それぞれ6月に1回以上定期に統一的に実施する		
10. 労働者の清潔保持義務	第16条	作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外に捨てないようにしなければならない		
11. 便 所	第17条	便所の設置等		
12. 洗面設備等	第18条	洗面設備を設けなければならない		
13. 休憩設備	第19条	有効に利用することができる休憩設備の設置		

人事課 事務所用2-2

項目	事務所衛生基準 規則条項	内 容	設置及び実施状況	産業医 チェック欄
14. 睡眠及び 仮眠の設置	第20条	寝具等を備えた睡眠及び仮眠場所 の設置		
15. 休養室等	第21条	常時50人以上(女子30人以上) の労働者を使用するときは、が床す ることのできる休養室(休養所)を 男女区別して設置		
16. 救急用具の 備え付け	第23条	救急用具の設置等		
17. 救急用具の 内容	第23条	救急用具の品目等		
職員の構成				
災害疾病の状況等				
産業医指示事項				

産業医の職場巡回項目

(労働安全衛生規則衛生基準による)

平成 年 月 日() 時 分～
巡回箇所

産業医署名

産業医

人事課 作業場用2-1

項目	事務所衛生基準 規則条項	内 容	設置及び実施状況	産業医 チェック欄
1. ガス等の発散の抑制等	第577条	全体換気装置の設置		
2. 排液の処理	第580条	有害物を含む排液については、有害物の種類に応じて中和・沈殿・ろ過により処理した後排出		
3. 呼吸用保護具等	第593条	防塵マスク等の使用		
4. 皮膚障害防止用の保護具	第594条	皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は中毒や感染を起こすおそれのある業務における保護手袋等の使用		
5. 保護具の数等	第596条	保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、有効かつ清潔に保持すること		
6. 労働者の使用義務	第597条	事業者から業務に必要な保護具の使用を命じられた場合の使用義務		
7. 専用の保護具	第598条	労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用の保護具を備え、疾病感染を予防する措置を講ずる		
8. 照度	第604条	普通の作業 150ルクス以上		
9. 採光及び照明	第605条	6ヶ月以内ごとに1回、定期的に点検		
10. 温湿度調節	第606条	冷房等の設置		
11. 加熱された炉の修理	第609条	加熱された炉の修理は、適当に冷却した後実施		
12. 休憩設備	第613条	有效地に利用することができる休憩設備の設置		
13. 睡眠及び仮眠の設置	第616条	寝具等を備えた睡眠及び仮眠場所の設置		
14. 休養室等	第618条	常時50人以上(女子30人以上)の労働者を使用するときは、が床することのできる休養室(休養所)を男女区別して設置		

人事課 作業場用2-2

項目	事務所衛生基準 規則条項	内 容	設置及び実施状況	産業医 チェック欄
15. 清掃等の実施	第619条	日常行う清掃のほか清掃及び ねずみ・昆虫等の防除を、それぞれ 6月に1回以上定期に統一的に実施 する		
16. 労働者の 清潔保持義務	第620条	作業場の清潔に注意し、廃棄物を 定められた場所以外に捨てないよう にしなければならない		
17. 汚染床等の 洗浄	第622条	有害物・腐敗しやすい物・悪臭の ある物による汚染のおそれのある床 及び周壁の洗浄		
18. 洗浄設備等	第625条	洗眼・洗身若しくはうがいの設備 更衣設備又は洗濯設備の設置		
19. 給 水	第627条	飲用水を十分に供給する 水道法に規定する給水装置以外の 設備を設けて供給される飲用水食器 の洗浄水は規定の水質基準を保つ 水が汚染されないように汚染防止 の措置を講ずる等		
20. 便 所	第628条	便所の設置等		
21. 救急用具	第633条	救急用具の設置等		
22. 救急用具の 内容	第634条	救急用具の品目等		
職員の構成				
災害疾病の状況等				
産業医指示事項				

産業医の職場巡回項目

(労働安全衛生規則衛生基準による)

平成 年 月 日() 時 分～
巡回箇所

産業医

産業医署名

ごみ集積場 ごみ焼却場
人事課 し尿処理場等用2-1

項目	事務所衛生基準 規則条項	内 容	設置及び実施状況	産業医 チェック欄
1. ガス等の発散の抑制等	第577条	全体換気装置の設置		
2. 排液の処理	第580条	有害物を含む排液については、有害物の種類に応じて中和・沈殿・ろ過により処理した後排出		
3. 呼吸用保護具等	第593条	防塵マスク等の使用		
4. 皮膚障害防止用の保護具	第594条	皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は中毒や感染を起こすおそれのある業務における保護手袋等の使用		
5. 保護具の数等	第596条	保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、有効かつ清潔に保持すること		
6. 労働者の使用義務	第597条	事業者から業務に必要な保護具の使用を命じられた場合の使用義務		
7. 専用の保護具	第598条	労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用の保護具を備え、疾病感染を予防する措置を講ずる		
8. 照度	第604条	普通の作業 150ルックス以上		
9. 採光及び照明	第605条	6ヶ月以内ごとに1回、定期的に点検		
10. 温湿度調節	第606条	冷房等の設置		
11. 加熱された炉の修理	第609条	加熱された炉の修理は、適当に冷却した後実施		
12. 休憩設備	第613条	有效地に利用することができる休憩設備の設置		
13. 睡眠及び仮眠の設置	第616条	寝具等を備えた睡眠及び仮眠場所の設置		
14. 休養室等	第618条	常時50人以上(女子30人以上)の労働者を使用するときは、が床することのできる休養室(休養所)を男女区別して設置		

ごみ集積場 ごみ焼却場
人事課 し尿処理場等用2-2

項目	事務所衛生基準 規則条項	内 容	設置及び実施状況	産業医 チェック欄
15. 清掃等の実施	第619条	日常行う清掃のほか清掃及び ねずみ・昆虫等の防除を、それぞれ 6月に1回以上定期に統一的に実施 する		
16. 労働者の 清潔保持義務	第620条	作業場の清潔に注意し、廃棄物を 定められた場所以外に捨てないよう にしなければならない		
17. 汚染床等の 洗浄	第622条	有害物・腐敗しやすい物・悪臭の ある物による汚染のおそれのある床 及び周壁の洗浄		
18. 洗浄設備等	第625条	洗眼・洗身若しくはうがいの設備 更衣設備又は洗濯設備の設置		
19. 給 水	第627条	飲用水を十分に供給する 水道法に規定する給水装置以外の 設備を設けて供給される飲用水食器 の洗浄水は規定の水質基準を保つ 水が汚染されないように汚染防止 の措置を講ずる等		
20. 便 所	第628条	便所の設置等		
21. 救急用具	第633条	救急用具の設置等		
22. 救急用具の 内容	第634条	救急用具の品目等		
23. 食 堂	第629条 第630条	食堂の設置等		
24. 被服の 乾燥設備	第626条	被服の乾燥設備設置等		
職員の構成				
災害疾病の状況等				
産業医指示事項				